

# 申請管理WT\_申請管理に関する課題

2022年11月

## デジタル庁

# 申請管理に関する課題の全体像

申請管理に関して取り上げるサブ課題は以下のとおり。

## 1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

- 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性
- 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理
- 1.2.1.サンプルデータの提供
- 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化
- 1.2.3.申請管理での管理項目の保持

## 2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定
- 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定
- 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理
- 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化
- 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化
- 2.1.6.大量データの取扱い明確化
- 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化
- 2.2.1.機能別連携仕様における取扱いの整理
- 2.2.2.申請データ照会API仕様書の位置付けの明記
- 2.2.3.マイナポータル以外の電子申請システムの取扱いの明確化

- 2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化
- 2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定
- 2.2.6.添付書類の取扱い明確化
- 2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮
- 2.2.8.「過渡期的な対応」の期間明確化
- 2.2.9.番号紐付情報の取得APIの規定

## 3. 申請管理機能と基幹業務システム間の連携最適化

- 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加
- 3.2.1.申請受付後の紙処理の取扱い（不在者投票）
- 3.2.2.将来的な住民とのコミュニケーション用APIの規定
- 3.2.3.処理対象一覧出力API及び個別申請データ取得API(1件ごとに申請データを取得)などの規定

## 4. その他

- 4.2.1.ガバメントクラウド申請管理システムの提供時期・取扱いの明確化
- 4.2.2.引越しワンストップサービスの連携仕様の取扱い・スケジュールの確認
- 4.2.3.予約システムの取扱いの明確化
- 4.2.4.総務省仕様との関係性の明確化
- 4.2.5.他の国の方針との整合に関する確認

# 1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

# 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性

ぴったりサービスから取得した申請データを共通的に基幹業務システムに連携するための申請データ照会APIを規定しているところ、申請ごとの個別APIの規定が必要であるとの意見、規定は現実的ではないとの意見の両方が寄せられた。

## 仕様書の規定

### 共通機能標準仕様書:

業務に依存しない共通的なAPIとして、申請データ照会API仕様書を規定

## 構成員の意見

### <規定すべきとの意見>

- ✓ **カスタマイズを原則不要とする、ベンダ間での円滑なシステム更改の実現、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備、といった、標準化の目的を鑑みますと、外部インターフェースである申請データ毎のAPIが規定されている方が望ましい**と考えます。(申請項目自体が標準フォームとしてプリセットされているという主旨からも)
- ✓ 申請データ照会APIは手続き毎のインターフェースの定義が必要と考えます。申請データ照会APIの申請詳細情報項目について、**手続き毎に自由に項目を設定できると、基幹業務システムに申請データを取り込む部分について団体毎のカスタマイズが必ず発生する状態**となります。ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きにおきましては、手続きの申請詳細情報項目が決まっているため、標準準拠システムにおきましては、ぴったりサービス上ではプリセットを利用することとし、**プリセットで規定されている申請詳細情報項目を手続き毎の申請データのインターフェース項目として、申請データを基幹業務システムへ取り込むように定義すべき**と考えます。また、現在の申請詳細情報項目を繰り返しの自由項目として定義しているインターフェースに関しましては、標準準拠システムで受け付ける手続き以外もマイナポータル等では取り扱うため、自由項目として残しておくべきと考えます。その上で、標準準拠システムで受け付ける手続きにおいてはカスタマイズが発生しないよう、手続き毎にインターフェースを固定化しなければいけないと考えます。

### <規定すべきではない(規定は困難)との意見>

- ✓ **申請管理システム側に個別業務要件の考慮が必要となり、汎用性が失われる**。個別業務の改正等により、業務システム側だけでなく申請管理システムの改修が発生してしまう。
- ✓ 個別APIの要否は不要。自治体側で独自の申請書様式をぴったりサービスに登録しているため、共通的なAPIの用意は困難であると考えられるため。
- ✓ ぴったりサービスの**プリセットは頻繁に変更されている実態**がある。手続きごとの個別APIを規定しても**プリセット側の変更**に追従できるとは思えないため、個別APIの検討は不要と考える。
- ✓ 申請管理機能は**申請データを共通的に管理するシステムのため、手続きごとの個別APIは不要**と考えます。

### <方向性を明らかにすべきとの意見>

- ✓ 現時点で個別APIが不要なのか、今後検討されるのかが明確でなく実装に着手できない

# 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性

意見が割れたことを踏まえ、ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性について、本WTにおいて議論したい。

## 考え方

標準化の方向性を踏まえると、ぴったりサービスの申請項目も共通化すべきとも考えられるものの、プリセット有無に限らず、申請項目は自治体の裁量を認める形を採用しているため、共通化が難しい

また、ぴったりサービスでプリセットを提供する手続きが今後拡大することが想定されるため、項目の変更や対象手続の追加の都度、申請管理機能の改修も必要となる



## 対応方針（案）

### 取り扱

4\_既存仕様にて規定済

### 内容

個別APIは規定せず、規定済みの「申請データ照会API」を共通的に利用する方針とする。  
一方で、申請項目と基本データリストの項目レベルでの対応については1.1.2.「プリセット項目と基本データリストの項目の対応整理」の中で精査を行う方向で検討する。

# 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

ぴったりサービスから取得した申請データの項目と、基幹業務システムが管理する項目の対応付けが必要であるとの意見が寄せられた。

## 仕様書の規定

### 共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

- ・手続きごとに異なる項目は「申請詳細情報」として取得することとしている。
- ・形式はぴったりサービスから取り込んだままの形式である。

項目ID	項目名	項目説明	基幹業務システム項目	対応状況	備考
23	shinseihosajoho	申請詳細情報	各申請情報の申請詳細情報	○	配列構造化 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
24	shinseihosajohakomoku1	申請詳細情報項目1	属性"1"が存在する時、"1"からの順番で設定する	○	配列構造化 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。申請詳細情報項目1以外の項目はサービス連携インターフェースで登録された項目が中心であるため、属性が指定された項目は必ずしも存在しない。 <dataref="...">以外の申請詳細情報項目(例:申請番号、氏名(漢字))と同一の項目名が申請詳細情報項目に含まれる場合、その項目自身も申請詳細情報項目として出現する。
25	gemennyuyukukomokumei1	画面入力項目名1	画面入力項目名1の名称	○	N:K現在 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
26	yoshikidokujikomokumei1	様式始目項目名1	様式始目項目名1の名称	○	N:K現在 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
27	applichyojunkomokumei1	APPLIC標準項目名1	APPLIC標準項目名1の名称	○	N:K現在 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。APPLIC標準項目名が存在しない場合は、空のXMLで出力される
28	shinseihosajohakomoku1noatai	申請詳細情報項目1の値	申請詳細情報項目1の値	○	N:K現在 マイナポータルから受領した申請情報XMLを項目ごとに分割した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される



## 構成員の意見

- ✓ 業務システム側の仕様には連携要件としてデータの取り込みが定義されているが、**マイナポータルから入手できる申請データの形式は単純に取り込める形式ではない**ため、申請データのどの内容を業務システム側が受理できるのかを明らかにする必要があると考える
- ✓ **現在の管理項目では、一意に紐付けることができる項目が存在しない**
- ✓ 共通機能標準仕様書にある申請データ照会APIは、手続き毎に異なる項目を**申請詳細情報項目（自由に設定可能な項目）の繰り返しとして受け付ける形となっているが、標準準拠システムで受け付ける手続きについては、申請詳細情報項目を明確化し、基幹業務システムの管理項目と紐づけを行った上で、手続きごとにインターフェースを定義すべき**
- ✓ 現状のマイナポータル等の申請では、項目が決まっておらず、自治体が項目を決めることが可能となっている。そのため、申請管理機能を通じて**申請情報を照会した場合、照会した項目が、標準準拠システムのどの項目に該当するかを判断できないので、照会した結果を画面表示することは可能だとしても、標準準拠システム内に取り込むことは不可能だと思われる**。照会した結果を標準準拠システムに取り込み、標準準拠システム側での処理に繋げるのであれば、**申請手続き毎に基本データリストに準拠した項目を定義すべきだ**と考える。

# 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

申請データ項目と基幹業務システム側の管理項目を紐づける方向で検討すべきと考えるが、どのように紐づけるかの検討が必要。なお、申請データを取得するAPIについては、手続きごとに定義せず、現状のまま汎用的なAPIとしたい。

## 考え方

・申請データ項目と業務システム側の管理項目を紐づける必要がある。

・プリセットされた手続きであれば申請データ項目を特定できるが、自治体独自に追加した手続き・項目については対応が難しい。



## 内容

## 対応方針（案）

### 取り扱い

2\_リファレンス提供（強制力はない）

申請データを取得するAPIは汎用的なものとしたうえで、ぴったりサービスの申請データ項目と基幹業務システムの管理項目との対応関係を紐付ける方向で検討する。

#	手続き	申請データ項目	対応の方向性
1	プリセットあり	プリセット項目	プリセットされた申請データ項目と基本データリストの管理項目の紐付けをリスト化し、リファレンスとして示す。
2		任意設定項目	
3	プリセットなし	全て	プリセットではない申請データ項目（自治体が独自に設定した申請データ項目）について、基本データリストの管理項目との紐付けについて検討中

## 1.2.その他ぴったりサービスに関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
1.2.1.サンプルデータの提供	APIごとに、運用を想定した返却されるサンプルデータの提示をご検討いただきたい。	—	サンプルデータの提供を行う方向で検討する。	9_その他
1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化	プリセットが規定されていない手続きはどのように取り扱えば良いのか。 基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定されるため。	—	プリセットのない手続きは申請データ項目を特定できないため、管理項目との紐付けが困難。プリセットのない手続きを取り込む場合は、各自治体にて個別に紐付けを行う必要がある。	9_その他
1.2.3.申請管理での管理項目の保持	基幹業務システムから申請管理機能へ異動等の申請情報を照会するために、基幹業務システム内と申請管理を紐づけるための管理項目と申請データを紐付ける方法を検討する必要があると考える。	—	申請管理機能において、住基システムから連携される利用者証明用シリアル番号と宛名番号との紐付け情報を取得し、管理することとしている。申請データに含まれるシリアル番号を宛名番号に変換することにより、申請データと基幹業務システムを紐付けることが可能。	4_既存仕様にて規定済



## **2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の 解消**

## 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定

申請管理機能についても、他の共通機能と同様に運用フローや機能要件を規定すべきであるとの意見が多く寄せられた。

### 仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:機能要件

特段規定なし

### 構成員の意見

- ✓ 申請管理機能は運用フロー自体が策定されていない
- ✓ 申請管理については業務フローが定義されていないため、各種手続きで共通的な部分については定義しておく必要がある
- ✓ 団体内統合宛名機能や住登外宛名機能のような業務フローを示してほしい
- ✓ 別紙1 機能要件【第1.0版】に申請管理機能の要件が記載されていないので、他機能と同様に明記すべきであると考える。機能要件に機能の記載がなく、どのような機能を実装すべきかわからない
- ✓ そもそも申請管理機能については運用フローが示されていない。住民の申請開始から最終的な処理完了までの一通りのフローを示すべき。

# 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定

ご意見を踏まえ、運用フロー及び機能要件を新たに規定し、最低限申請管理機能が保持すべき機能を明確にする。

## 考え方

申請管理システム（総務省仕様準拠）はセキュリティポリシーガイドライン等に準拠した申請管理機能の実装方式を例示したものであるため、総務省仕様との関係性を明確にする必要がある



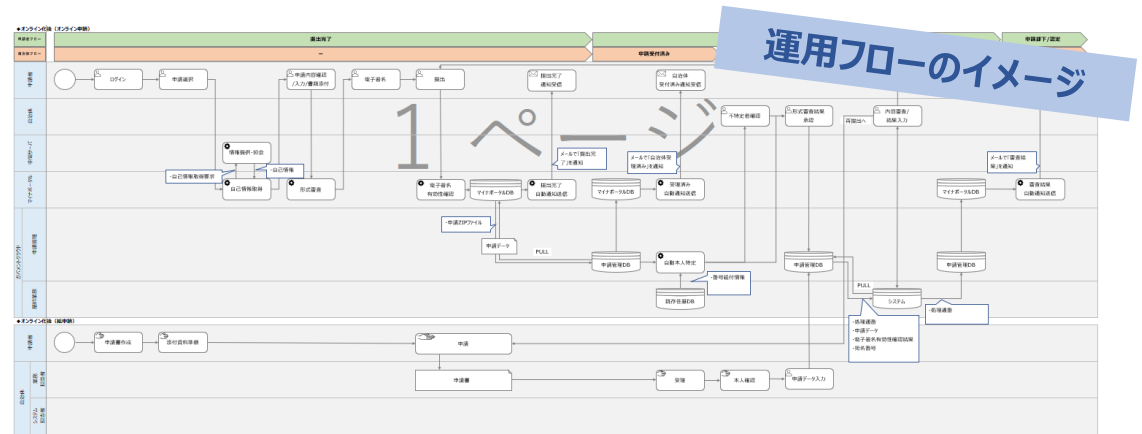
## 内容

## 対応方針（案）

### 取り扱い

運用フロー：2\_リファレンス提供（強制力はない）  
機能要件：1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

総務省仕様との整合を確保した形で、運用フロー及び最低限必要となる機能要件を新たに規定する（第2回申請管理WTを目途に素案を提示し、年度末に向けた改定に盛り込む方向で検討する）。



## 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

運用フローについては、通常の申請パターン（本人申請の正常系）以外についても、規定が必要であるとの意見が寄せられた。

### 仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編

特段規定なし

共通機能標準仕様書:機能要件

特段規定なし

### 構成員の意見

- ✓ ベースとなる本人申請以外に以下の運用フローの詳細化が必要
  - マイナポータルからの代理人申請のパターン
  - 申請内容に不備があった場合の差戻しのパターン
  - 複数の申請をまとめて行った場合のパターン（関連する手続きをプッシュするのであれば、それらをまとめて申請するケースについての考慮が必要）
  
- ✓ 運用フローの定義の際には、パターンに応じたデータ連携時に、インターフェースのどの項目に何の値が設定されるべきかを明確にしておく必要がある

## 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定

現状のぴったりサービスの機能にて想定されるケースについては、ベースラインとなる運用フローを規定する方向で検討する。その他共通的に整理が必要なパターンがあれば情報提供をお願いいたします。

### 考え方

主な例外パターンも含め、各システムで実装すべき機能の分担、職員の運用のフローや分担は明確にすべき

一方で、申請管理機能も共通機能として任意で機能追加が可能であることから、実装必須機能としての規定は最低限の内容に留める



### 対応方針（案）

#### 取り扱い

2\_リファレンス提供（強制力はない）

#### 内容

現行のぴったりサービスの機能で共通的に発生するパターンについては、ベースラインとなる運用フローを規定する方向で検討する。

#	パターン	対応の方向性
1	代理申請	<u>基幹業務システムでの取り込み後の対応（2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化）にて考慮</u>
2	本人による取下げ	<u>運用フローを規定</u> （ぴったりサービスに申請者による取り下げ機能はなく、申請者からの連絡を受け自治体にて登録）
3	自治体による差戻し（要再申請）	<u>運用フローを規定</u>

#### <構成員への情報提供依頼>

- ① その他運用フローを規定すべき例外パターンがあれば提供をお願いいたします

## 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理

運用フローの前提となる、基幹業務システムと申請管理の役割分担についても規定すべきとの意見が多く寄せられた。

### 仕様書の規定

共通機能標準仕様書:本編  
特になし

### 構成員の意見

- ✓ **基幹業務と申請管理の役割分担、連携の流れが整理されていなければならない。**加えて**総務省申請管理システムとの役割分担も必要**
- ✓ 申請管理システムが持つ**機能範囲(ぴったりサービス連携、審査機能など)を包含した位置づけなのか、基幹システムとの連携だけを持つ機能なのか位置づけが不明確。**基幹システムとの連携だけを定義するとした場合、なにと基幹業務システムとの連携を定義しているのか不明確
- ✓ 現状の紙の届書を想定した場合、システムでの審査を実施する前に**自治体職員において、書類上のチェックを行う。この役割をどこに持たせるのかの定義が必要**と考えます。本定義を明確にしない場合、どのシステムがどこまでの役割を担うのかが不明確となり、フローとして、標準的なフローにはならないからと考えます。(上記の役割については、ぴったりサービスにて入力時にチェックする事が理想的と考えます。)
- ✓ 親会提示資料における「<共通機能標準仕様書(第1.0版)における申請管理機能の取扱い>」において、「**基幹業務システムが申請データをダウンロードする**」とは例えば**マイナポータルから直接ダウンロードすることを指すのでしょうか。**その場合、総務省の申請管理システムは仲介しませんが、それでも問題ないとの整理でしょうか。
- ✓ 各業務の標準仕様書(横並び精査)の中で、業務システム側で必要となる機能が記載されているが、単に申請管理機能と連携できることしか記載されていない。共通機能としての申請管理機能の機能要件を受けて、**業務システム側でどのような連携機能を実装すれば良いのかを判断できない**ため、業務システム側の視点に立った補足説明等を記載してほしい

## 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理

運用フローとあわせて、申請管理のベースラインとなる役割分担・流れを規定する。

### 考え方

運用フローと機能要件の規定にあたっては、申請管理及び各基幹業務システムでの役割分担・流れを明確にする必要がある



### 内容

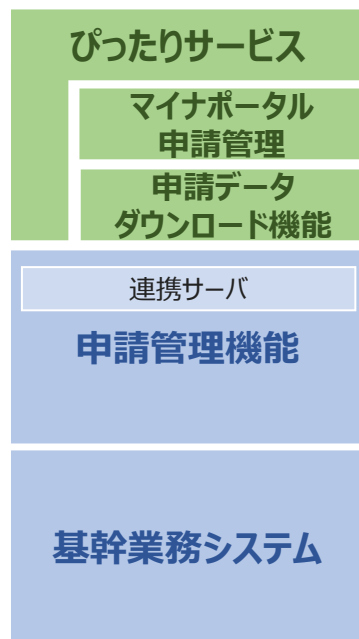
### 対応方針（案）

#### 取り扱い

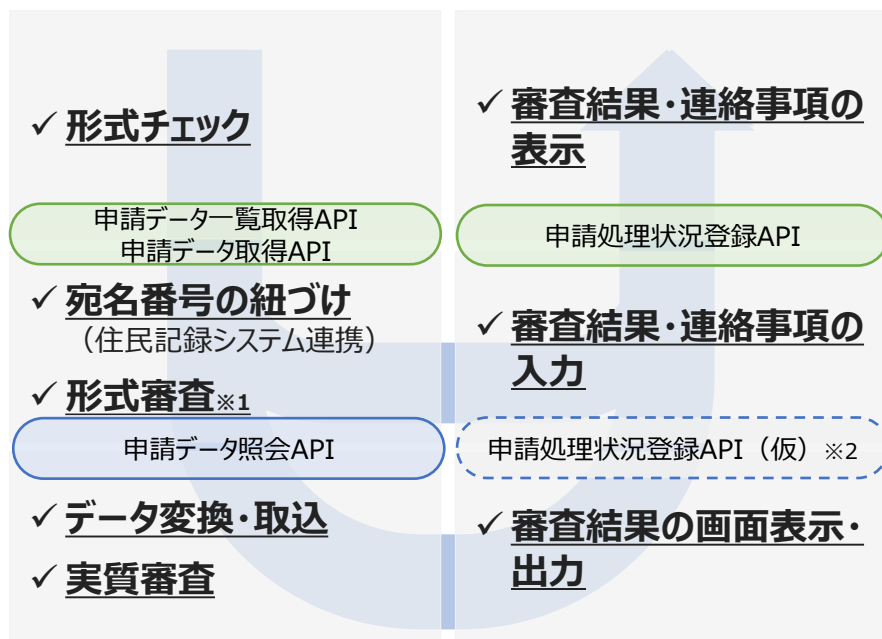
2\_リファレンス提供（強制力はない）

運用フローとあわせて、現状のぴったりサービス・申請管理システム（総務省仕様準拠）との整合を取った形で役割分担・流れの全体像を規定する。

#### システム



#### 役割



※1：形式要件のみを満たせば受理できるものなど即時で審査が完了するものは、直接審査結果を入力するケースも想定される

※2：基幹業務システムにおける実質審査のステータスとあわせて別途検討する予定（3.1.1.申請処理状況登録APIの追加）

## 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化

申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容については、横並び調整方針で示された内容だけでは不明確であるとの意見が多く寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 横並び調整方針

##### 3. マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続き（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合

**オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。**

(2)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合

**オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を經由して取得できること。**

### 構成員の意見

#### <宛名番号を付与できない場合の対応>

- ✓ **基幹業務システムが申請データと紐づけできない場合の対応の規定が必要。**「別紙5\_申請データ照会API仕様書【第1.0版】のレスポンス\_API仕様において、項番63の宛名番号が未設定の場合（※1）等、**基幹業務システムのデータと紐づけを行うことができない場合、基幹業務システム側で「何かしらの対応」（※2）を経て申請データが登録された状態にする必要がある**と考えられるが、「何かしらの対応」について横並び調整方針を示すのか。基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定される

- ※1 備考欄に「※本人確認が必須、かつ住民宛名番号が取得できている場合は出力必須」とあるため、住登外者又は住登者であっても出力できない場合
- ※2 レスポンス項目をシステムで保持し、宛名番号を特定後、宛名番号を追加で埋め込んだレスポンス項目で再度登録し直すなどが考えられますが、実装はベンダの創意工夫でよいので

#### <申請詳細情報に個人が含まれる場合の対応>

- ✓ 申請者の情報はレスポンスAPIの「宛名番号」で判別可能であると推測できるが、**申請詳細情報に含まれる個人はどのように判別**することを想定しているか



## 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化

ご意見を踏まえ、基幹業務システムが申請管理機能を経由して申請データの取得する際に、実装が必要な機能を規定する。

### 考え方

基幹業務システムが申請管理機能を経由して、申請データの取得する際に実装が必要な機能の具体化が必要



### 対応方針（案）

#### 取り扱い

1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

横並び調整方針を更新することを検討する。

#### <想定する各基幹業務システムの申請データ取得関連機能>

- ① **申請データ取得機能**  
申請管理機能から申請データを取得する（申請データ照会API）
- ② **申請データ変換機能**  
申請データを基幹業務システムにデータベースに合わせた形式に変換する
- ③ **宛名番号の登録機能**  
代理申請の場合、申請詳細情報に申請者とは別の個人が含まれる場合、引越しOSSの場合など、申請管理機能で宛名番号が付与できない場合において、宛名番号の登録を行う（検索は住民記録システム、住登外者宛名番号管理機能等を利用して実施する想定）
- ④ **申請データ取込機能**  
変換後の申請データを基幹業務システムにデータベースに取り込む

（※後続の審査は各基幹業務システムの標準仕様書にて規定）

#### 内容

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

申請の差分データを、漏れなく取得するための仕様を明確化する必要があるとの意見が寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

(リクエストのパラメータの抜粋) ※検索対象は申請日

項番	パラメータ名	項目名	記述例 (抜粋)
1	shutokutaishonengappifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
2	shutokutaishojikanfrom	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
3	shutokutaishonengappito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
4	shutokutaishojikanto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

### 構成員の意見

- ✓ 申請データ照会API仕様書【第1.0版】のリクエスト\_API仕様について、「**取得対象年月日**」「**取得対象時間**」とあるが、これは具体的に何を指すのか。申請日等を指しているのか。業務システム側で**前回取得した申請情報からの差分（新規申請・変更申請等）を取得できるような仕組みが必要**
- ✓ 申請データ照会APIで定義されている項目について再検討する必要がある。現在定義されているAPIのリクエストについて、取得対象期間の指定が必須となっていますが、**基幹業務システムで申請データを取得する場合は、システムで未取得の申請データを漏れなく取得する必要がある**と考えられるため、期間指定ではなく、取得状況（未取得など）を条件としたデータ取得などを検討する必要がある

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

ご指摘を踏まえ、取得対象年月日と対応するぴったりサービスからの取得項目を明記することとする。取得済みフラグ等を申請管理機能に設ける必要があるかについて、ご意見をお願いいたします。

### 考え方

差分データを漏れなく取得できるように仕様を明確にするとともに、なお取得漏れが発生する可能性が残るのであれば、仕様の追加も検討する



### 内容

### 対応方針（案）

#### 取り扱い

1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

申請データ照会APIとぴったりサービスとの項目は以下の通り。申請データ照会APIで照会できるようにするため、申請管理機能で日時データの変換を実施する必要がある。

#### ぴったりサービス （申請データ一覧取得API）

パラメータ名	概要説明	備考
receiveDateTimeFrom	受信日時 FROM	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式
receiveDateTimeTo	受信日時 TO	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式

#### 申請データ照会API

パラメータ名	項目名	記述例（抜粋）
shutokutaishone ngappifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anfrom	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
shutokutaishone ngappito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

#### <構成員への情報提供依頼>

- ① 差分データの取得漏れを防ぐため、上記の仕様のほか、取得済みフラグ等を申請管理機能に追加の仕様を規定する必要がありますでしょうか

## 2.1.6.大量データの取扱い明確化

データ連携WTでもご意見があった大量データの取扱いについて、申請データ照会API関連でも寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

リクエストパラメータとして「limit（取得上限数）」を規定

→ 自治体毎の申請受付件数等の事情や、ASPで構えるサーバのスペック等を踏まえて「limit（取得上限数）」を設定し、対象データを全件を取得しきるまで複数回APIを実行いただく想定

#### 共通機能標準仕様書:本編

一括承認など大量申請への対応は、申請管理機能としては想定なし。各基幹業務システムの標準仕様書にて必要な業務には規定するという整理

### 構成員の意見

- ✓ 現在は1リクエストに対して、条件に合致した申請データ全てが取得できる方式となっておりますが、申請データには**添付書類も含まれるため、申請データのデータ量が増えた場合の対策についても検討が必要**と感じられる
- ✓ **連休明けなどで処理すべきものが多数ある場合、繁忙期の場合は住民の来庁のほうが多い**且つ間に合わずに混乱が予想されるケースも想定されるため、申請管理の標準機能として大量データに対応するために必要とされる機能（例えば一括承認やもう少し手間のかからない確認及び却下のフローまたは機能）が検討できないか。架電での問い合わせなどがガイドラインとして出ているため1オペレーションとしては対応可能だが、量を含めた面としてみたときに、職員負担が大きく適切でないことが考えられる

## 2.1.6.大量データの取扱い明確化

改めて構成員の皆様のご意見を伺い、仕様の見直し・追加が必要かを判断したいと考えています。

### 考え方

必要な仕様は定義しているものとする



### 対応方針（案）

#### 取扱い

4\_既存仕様にて規定済

#### <構成員への情報提供依頼>

- ① 現状の仕様「自治体毎の申請受付件数等の事情や、ASPで構えるサーバのスペック等を踏まえて「limit（取得上限数）」を設定し、対象全件を取得しきるまで複数回APIを実行いただく想定」とした場合に、なお実運用において懸念が残りますでしょうか。
- ② 各基幹業務の標準仕様書とあわせてご確認いただき、一括処理等の考慮が不足しており、業務の運用が難しいと考えられる業務・事務等がありますでしょうか。

#### 内容

## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

総務省仕様で規定された基幹業務との連携方式（方式3及び方式4）について、標準化後の取扱いを明確化すべきとの意見が寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 共通機能標準仕様書:本編

#### 2.1.2. 現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用

(中略)

総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）（以下「申請管理システム標準仕様書」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、**標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.3に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能**である。

#### 2.1.3. 標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて

(中略)

また、標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に**規定されたAPI連携を実装せず、「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（RPA等簡易ツールの利用、画面からの転記）により行うことを認める。**

### 構成員の意見

- ✓ 申請管理システム標準仕様書で規定された「**方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装**」の継続利用は不可とする前提で、これらに代わる**インターフェースの検討が必要**と考える。
- ✓ 標準準拠システムと既存の申請管理システムとの連携について、申請管理システム側で申請管理機能の連携仕様に準拠すれば標準準拠システムとしても連携する必要があるが、従来の連携方式のままであれば標準準拠システムとしては連携機能を実装する必要は無いという理解で良いか？ **申請管理システム（総務省仕様準拠）と標準準拠システムとの連携においては、従来のファイル連携方式は実施不可という認識で良いか。**弊社としても実施不可で良いと考える。上記認識で良ければ、その旨を標準仕様（もしくはFAQ）に記載すべきと考える。



## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

ご意見を踏まえ、検討会（親会）で示した検討経緯資料に記載した方式3及び方式4の取扱いについて、仕様書に記載することとする。

### 考え方

申請管理機能と標準準拠システムの連携仕様として認められる対象を明確化し、誤解が発生しないようにする必要がある



### 内容

### 対応方針（案）

#### 取り扱い

#### 1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

以下（検討経緯資料）の記載を標準仕様書に反映する。

#	項目	共通機能標準仕様書	申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用する場合の対応等	
1	位置づけ	標準化法に規定する標準仕様	-	
2	準拠義務	あり	-	
3	標準仕様の規定	業務フロー	-	
4		機能要件	-	
5		データ要件	-	
6		連携要件	あり（地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書で規定）	標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式は、過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定されたファイル連携を認める 標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（方式1：RPA等簡易ツールの利用、方式2：画面からの転記）を認める
7		API仕様	あり（申請データ照会API）	標準準拠システムとのシステム間連携をする場合、「申請データ照会API」の開発が必要（方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装の継続利用は不可）
8	システム・ネットワーク構成要件	-	-	

## 2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.1.機能別連携仕様における取扱いの整理	基幹業務システムにおける機能別連携仕様においても、申請データ照会APIの記載が無いが、共通機能標準仕様書に申請データを参照する場合に使用するAPIとして、明確に記載してほしい。	—	申請管理においても機能要件を示すことを検討しており、この中で申請データをAPIで提供することを記載する方向で検討する。	1-2_仕様書への反映（連携要件）
2.2.2.申請データ照会API仕様書の位置付けの明記	別紙5_申請データ照会API仕様書【第1.0版】の位置付けについて、先日の検討会の資料には記載があるが、共通機能標準仕様書には明記されていないので明記すべき。	—	（具体的な課題箇所をヒアリングしたところ、「3.1.1.申請処理状況登録APIの追加」と同件であることを確認できたため、そちらに統合して検討することとした）	9_その他
2.2.3.マイナポータル以外の電子申請システムの取扱いの明確化	マイナポータル以外の自治体が独自に構築している電子申請システムなども、全て申請管理機能を通す必要があるのか。それとも申請管理機能を通すことが可能というだけであり、独自施策システムとして個別に構築することも自治体判断で可能ということか。自治体独自の電子申請の取り扱いに関する不明点であると考える。	—	マルチチャネル対応については1.0版では規定せず、以下の条件を念頭に関係部局と調整予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マイナポータル以外のオンライン申請システムが、ぴったりサービスが提供する申請データ一覧取得API、申請データ取得APIと同様の仕様でAPIを公開すること</li> <li>✓ ぴったりサービスが一意に申請データを特定する受付番号や、手続きを一意に特定する手続きコード等について、ぴったりサービスと区別可能な付番体系とすること</li> </ul>	9_その他



## 2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化	<p>基幹システムがAPIで取得するタイミングの明確化が必要（定期的にデータ取得を行うのか、ぴったりサービスで入力されたことを検知し、データ取得をおこなうのか）。</p> <p>基幹システムがぴったりサービスで入力されたことを検知する手法の明確化が必要。</p>	-	<p>申請数や職員数等を踏まえて、日次等の定期的なタイミングを設定いただく想定。</p> <p>PUSH型のAPIではなく、定期的にAPIを実行することで取得いただく想定。</p>	<p>3_ベンダ・自治体裁量</p> <p>4_既存仕様にて規定済</p>
2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定	<p>申請データ照会APIでは取得対象年月日の指定が必須であり、受付番号がわかっても年月日が不明の場合照会できない。逆に、受付番号が指定された場合、それだけで一意に申請データが指定されるが、不必要な年月日をあわせて指定しなければならない</p> <p>申請データ照会APIでは手順コードが指定可能であるが、必須ではないため手続き種別を指定しない要求が可能。一方で申請管理システムでは基幹業務システムごとに必要な手続きのみアクセスするようコントロールすることが求められている</p>	-	<p>必須項目と規定していた「取得対象年月日」について、任意項目に見直す。</p> <p>アクセスコントロールは基幹業務システム間のAPI認証にて実施するため、別の基幹業務システムの申請データを取得できることはないと考える。</p>	<p>1-1_仕様書への反映（実装必須機能）</p>
2.2.6.添付書類の取扱い明確化	<p>申請データ照会APIではJSON形式でのレスポンスとなるが、申請書イメージPDFの取扱いがどのようになるか。基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定される。</p>	<p>申請件数が多く想定されない手続において、個別に申請手続を設けるのではなく、共通の手続きに個々の申請書のPDFイメージファイルが添付を添付して申請させる形が一定数の自治体で想定される。基幹業務システムにおいては、それらを参照の上で入力（テキスト化）する必要がある。</p>	<p>基幹業務システムにて手入力するための申請書のPDFイメージを表示する機能については、標準準拠システムの機能要件に規定された範囲において実装可能なほか、申請管理機能において当該機能を実装することも妨げない。</p>	<p>2_リファレンス提供（強制力はない）</p>

## 2.2.その他仕様の疑義や不足の解消に関するサブ課題

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮	<p>びったりサービスにて申請する届出が増え、連携先のシステムも増えると想定した場合、申請管理システムを参照するシステムも増加し、多重度が増えると想定される。申請管理システムで取得したデータはファイル連携にて、基幹システム側のタイミングで参照可能となっていた方がシステム負荷を考慮すると良いと考える。</p>	-	<p>＜構成員への情報提供依頼＞ ファイル連携の必要性にご意見いただければと存じます。</p>	(未定)
2.2.8.「過渡期的な対応」の期間明確化	<p>「過渡的な対応」として認められる期間が明確でない。申請管理システム標準仕様書で規定された「方式2：画面からの転記」が認められており、その期間が明確でないとAPI（申請データ照会API）利用への移行が進まない可能性がある。また、この文言を削除するタイミングによってはベンダがAPI利用に対応する期間を確保できない。</p>	-	<p>「過渡的な対応」として認める期間について、現時点では明確な期限は設けていないが、例えば、現在の申請管理システム（総務省仕様準拠）の保守期間を期限とする、などが考えられるところ。今後、具体的な期限を検討したうえで、改めてお示しする。</p>	9_その他
2.2.9.番号紐付情報の取得APIの規定	<p>番号紐付情報の過渡的な対応はAPIを実装しなくても良い旨、共通機能標準仕様書に記載があるが、APIを使用する場合のAPIは定義されていない。</p> <p>APIが定義されていないため、実装不可となる。実装不可となりますが、(1)#1に記載の通り、今回の完了期限を考えると総務省様より公開されている「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」に準拠することが良いと考える。</p> <p>申請管理システムの機能概要のうち、「番号紐付情報の最新化」において、既存住基システムと申請管理システムの連携仕様定義が必要。</p> <p>エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させるためには、申請データに宛名番号を付与することが必須であると考えます。当該機能を実現するためにも標準仕様書において、連携仕様の定義が必要。</p>	-	<p>番号紐付情報の連携は住民記録システムの機能別連携仕様の連携ID:001o1400にて定義済みである為、APIも実装できるものと認識。他方で、当該機能について、申請管理機能の機能要件として定義する方向で検討する。</p>	1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

### **3. 申請管理機能と基幹業務システム間の 連携最適化**

# 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加

基幹業務システムから申請管理機能へ申請処理状況（ステータス）を登録するAPIを定義すべき、また、管理するステータスの詳細や申請処理状況を登録する際の運用を明確にすべきとの意見が寄せられた。

## 仕様書の規定

### 横並び調整方針

#### 3. マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

(中略)

- ✓ 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

## 構成員の意見

### <API仕様の規定に関する意見>

- ✓ 各業務の標準仕様書では、「（左記下線箇所）」という要件があるが、現状、本要件に該当するAPI仕様書が公開されていないため、API仕様書を公開するか、各業務の標準仕様書から該当箇所を削除する必要がある
- ✓ 申請管理システムの機能で申請処理状況の登録をすることも可能ではあるが、基幹業務システム等での入力と重複した作業となるため、現在構築中の申請管理システムでは業務システムからファイル連携にて一括で登録を行う機能を設けている。他社の申請管理システム、業務システムでも同様の機能を設けているが、他社システムと連携する際にはインターフェースが異なり連携処理を構築する必要が生じている
- ✓ 基幹業務システムからの申請処理状況のステータス更新は、マイナポータル等からの電子申請を受け付ける運用上必要であり、共通的に定義しておく必要があると考えます。申請処理状況の送信については、申請処理フローの精緻化が必要なため1.0版では規定しないとのことですが、共通機能標準仕様書に反映されるスケジュール感を提示してほしい
- ✓ 現在実施中の申請管理システム（総務省仕様準拠）の導入作業における職員様との意見交換では、特に「申請状況についての住民への通知に関するフロー」について明確にしてほしいとの意見を多く伺っている。職員様視点では、運用検討時の重要な検討材料になるが、現在公開されている各種資料には、明確に定義されていないため、検討が必要であると考える。

### <申請処理状況（ステータス）に関する意見>

- ✓ 「申請状況のステータス」については、住民向けに公開されるステータスと内部管理のステータスを、管理できるように検討する必要がある。
- ✓ 「（左記下線箇所）」について、事務毎にステータスに応答する状態を定義する必要がある
- ✓ 審査完了ステータスを申請管理システムに返却する際の具体的な運用が見えていない（申請データを受領した時点でステータスを返却する必要があるのか処理が完了した時点で返却すれば良いのか、頻度は日次で良いのか随時なのか。ステータスの更新は、申請管理システム側で更新する対応でも良いのか）
- ✓ 業務システム側がマイナポータルへ返却する状態をどのようにすればよいのか（常に「3:完了」なのか）等、業務システムとマイナポータルとの間の取り決めが明確になっていない認識です。その他、上記の前提とすると自治体職員にとっての業務改善につながっていないことから、当該仕様に対して疑問視するご意見も複数いただいている

# 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加

手続きごとの審査フローや必要なステータスが精査できていない現状において、申請処理状況登録APIを定義するのは困難。手続きごとのフロー等を精査のうえ、申請処理状況の登録にかかる機能要件、API仕様の定義を検討する。

## 考え方

・横並び調整方針によって示している機能要件は、あくまで基幹業務システムに「取得した項目等を表示、出力等できること」を求めているものであり、申請処理状況登録にかかる機能は、現状求めている。

・手続きごとに、処理や審査にかかるフローに差異があり、必要なステータスも異なることから、申請処理状況登録については、共通機能標準仕様書及び横並び調整方針から外した。



## 内容

## 対応方針（案）

### 取り扱い

9\_その他

申請処理状況登録機能の規定にあたっては、手続きごとのフローや必要なステータスについての精査が必要であり、また基幹業務システムにおいても、本機能に関する機能要件について、横並び方針にて規定する必要があると認識している。

ただし、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）（令和4年9月30日開催）で以下の点について、お示ししていることを踏まえ、移行支援期間以降に対応することを念頭に、今後検討することとする。

＜標準仕様書の改定に関する基本的な考え方＞

②機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。

## 3.2.その他申請管理機能と基幹業務システム間の連携最適化に関するサブ課題

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
3.2.1.申請受付後の紙処理の取扱い（不在者投票）	<p>「申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。」について、不在者投票のオンライン請求では、オンライン申請を受けた後、不在者投票用紙の郵送（自治体→郵送→選挙人）～不在者投票用紙の提出（選挙人が滞在地自治体に提出→滞在地自治体→郵送→名簿登録自治体で審査して受理or未受理）のように、後処理は引き続き手処理となる。</p> <p>ステータスに応答する状態が定義されていないと、開発ベンダによって解釈が異なる可能性がある（完了がオンライン請求を受けて不在者投票用紙を選挙人に郵送した時点なのか、不在者投票を受理した時点なのか、など）。</p>	-	審査フローやステータスは手続きによって異なることが想定される。「3.1.1.申請処理状況登録APIの追加」と同様、手続きごとのフロー等を精査する。	9_その他
3.2.2.将来的な住民とのコミュニケーション用APIの規定	<p>将来的な審査自動化を見据えた場合、基幹業務システムから申請管理システムへデータを取得するのみでは、審査した結果を通知する、疑義があった場合に質問をするなど、住民に対する連絡を行うAPIが必要と考えるが、今回の完了期限を考えると総務省様より公開されている「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」に準拠することが良いと考える。</p>	-	お知らせに関するAPIは、ステータス管理と関連するため、申請処理状況登録APIと並行して検討する。	9_その他
3.2.3.処理対象一覧出力API及び個別申請データ取得API(1件ごとに申請データを取得)などの規定	<p>申請管理システムと基幹業務システムとの連携を定義しているとした場合、次のような矛盾点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システムは申請データのZIPファイル一式を基幹業務システムからアクセス可能とする想定であり、同内容を単純にダウンロードするAPIを実装することは無駄</li> <li>APIでは申請に関する業務処理の実施に必要な項目のみ抽出して連携すべき</li> </ul>	-	APIを基本とすることで規定している。個別APIの考え方については、1.1.2で検討する。	9_その他

## — 4. その他

# その他申請管理に関するサブ課題への対応方針案

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
4.2.1.ガバメントクラウド申請管理システムの提供時期・取扱いの明確化	<p>ガバメントクラウド申請管理システムについて、今後公開予定とされているが、現在各市区町村で構築している総務省仕様版の申請管理システムとの住み分けが不明確となっている。各ベンダが構築している申請管理システムは今回公開されている共通機能のインターフェースを実装する必要があるが、ガバメントクラウド申請管理システムへの切り替えが推奨されるのであれば対応が不要となると想定している。</p> <p>令和7年の「ガバメントクラウド申請管理機能」について、具体的なリリース日程の目途があればご教示いただきたい。</p> <p>ガバメントクラウド申請管理システムと現在各ベンダが2023年4月の行政手続きオンライン化に向けて構築している申請管理システムとの住み分けが不明確になっている。標準化後の申請管理システムの仕様が現時点で確定していない中、2025年に向けて現行の申請管理システムに標準化対応を行うのか、ガバメントクラウド申請管理システムへ切り替えるのか、どちらのほうがユーザにとってメリットがあるのか判断できない。</p>	—	<p>ガバメントクラウド申請管理機能は令和7年をターゲットに検討が進められており、その詳細については検討中である。ガバメントクラウド申請管理機能の利用は自治体の判断である。</p> <p>なお、基幹業務システムとのIFについては、共通機能標準仕様書の規定に準ずることを想定している。</p>	9_その他
4.2.2.引越しワンストップサービスの連携仕様の取扱い・スケジュールの確認	<p>引越しワンストップサービスの仕様については今後示されると想定されますので、別途で構わないとは考えますが、申請管理に関係する部分については年明け以降に別途となるのでしょうか。合わせて整理できれば合理的と考える。</p>	—	<p>引越OSSの対応においても、申請データ照会APIで、転入予約情報等を取得することで対応可能と考える。</p>	9_その他
4.2.3.予約システムの取扱いの明確化	<p>予約システムのように単なる電子申請ではなく、予約空き状況の管理など固有の機能を有するものについては、独自施策システムという扱いで問題ないか。自治体独自の電子申請に類するシステムの取り扱いに関する不明点であるため。</p>	—	<p>共通機能標準仕様書は標準化対象の20業務に共通する基準を定めたものであり、予約の空き状況管理は20業務以外と思われるため、共通機能標準仕様書の対象外である。</p>	9_その他



# その他申請管理に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
4.2.4.総務省仕様との関係性の明確化	<p>「すでに自治体において補助金を活用して調達・開発が進められていることを踏まえ、申請管理システム（総務省仕様準拠）はセキュリティポリシーガイドライン等に準拠した申請管理機能の実装方式を例示したものと整理」とありますが、申請管理システムを申請管理機能の一例と整理した「申請管理機能」とは現状の「共通機能と標準準拠システムとのインターフェースに限定して規定」した申請管理機能の事でしょうか、それとも「将来的に目指す」とされている申請管理機能でしょうか。どちらと捉えた場合も、総務省による申請管理システムの現状とは合わない(例えば、申請管理システムにおいては申請データの取得・本人特定はマイナポータルを前提としている)と思われる。総務省としては本整理で問題ないとの認識だったのででしょうか。また、P3の整理では申請管理機能の定義と申請管理システムとの定義には矛盾(申請管理システム側が改修必要な部分)があると読み取れますが、例示であるとの整理とは矛盾しないでしょうか。</p>	-	<p>申請管理機能は、マルチチャネル対応や60秒対応等を目指している。その際に標準仕様として定めるのは 申請管理機能と標準準拠システムとのインターフェース+必要最低限の機能と想定している。既に構築が進んでいる申請管理システム（総務省仕様準拠）はこの必要最低限の機能は満たすものと考えている。</p>	9_その他
	<p>全体として、「申請管理機能は申請管理システムと基幹業務システムとを連携させるAPIの定義である。この定義を持って、申請管理システムが現状定義している基幹システムとの連携4方式は原則廃止となり、本API連携に集約される」と整理すべきと考えます。すなわち、申請管理機能を持って定義されるAPIに対応するのは申請管理システムと基幹業務システムとなります。「フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を実現する。」の実現は、マイナポータル⇔申請管理システム⇔申請管理機能(API)⇔基幹業務システムとなります。</p>	-	<p>最終的にはそのような連携になると想定をしています。共通機能としての申請管理においても、最低限の機能要件を規定する方針から、マイナポータル ⇔ 申請管理システム（申請管理機能（API）） ⇔ 基幹業務システムとなると想定している。</p>	9_その他

# その他申請管理に関するサブ課題への対応方針案

つづき

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取り扱い
<p>4.2.5.他の国の方針との整合に関する確認</p>	<p>「＜将来的に目指す申請管理機能の概要＞」について「申請データの取得・本人特定等を行い、基幹業務システムに対して処理可能なデータとして連携することで自治体職員が手作業で実施している作業を削減」とありますが、マイナポータルによる申請データの取得・本人特定、申請管理システムによる基幹業務システムへの連携が現状実現していることであり、これを「将来的に目指す」と整理することについて不自然さを感じます。総務省は特に異論無かったのでしょうか。「マイナポータル以外のオンライン申請システムのデータや窓口や郵送での申請書をデジタル化したデータの取り込み等」とありますが、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（2020年12月11日マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WGとりまとめ）において、利用者が迷わず目的を達成できるよう、e-Gov及びマイナポータルを中心に、申請受付サイト間の重複整理・動線整理等を行う。また、各サイトが共通に必要な認証、通知、電子納付などの機能について、これを実現するためのシステムを共有化し重複整備をなくしていく。申請受付機能についても、新たに整備せず、e-Govやマイナポータルなどを活用していく。とあることと矛盾しないでしょうか。</p>	<p>—</p>	<p>オンラインで申請されたデータを基幹業務システムまで接続することが申請管理のベースであって、これについて、改めて触れたものである。 将来的に目指す姿としては、マルチチャネル対応がメイン等と考えております。また、60秒対応など公共サービスメッシュに引き継ぐ部分と考える。</p> <p>「公共サービスメッシュを中心としたトータルデザイン（イメージ）」P5において将来的な世界観として「多様な民間アプリやポータルも行政サービス利用手続きのフロントエンドとして活用できる」としており、P6においてマイナポータルをAPI活用UIリファレンス実装として位置づけている。</p> <p>e-govやマイナポータルの活用という点とトータルデザインについては、引き続き整理が必要と考えるが、他のフロントサービスも想定した対応を念頭に資料5「申請管理機能の検討経緯」においては考え方を説明している。</p>	<p>9_その他</p>